

会 議 録

会 議 名	令和4年度 第1回 野田市学校給食運営委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	1 副委員長の選出について 2 令和3年度の賄材料費の執行状況について 3 令和4年度給食食材費の物価高騰対策について 4 給食費の未納状況及び未納に対する対策について 5 野田市の学校給食施設整備方針策定に向けて、施設の現状及び整備方法別のコスト比較等について 6 地産地消の実績及び今後の見通しについて 7 令和4年度からの学校給食における食物アレルギー対応について
日 時	令和4年7月30日（土） 午前10時00分から午前11時30分まで
場 所	野田市役所高層棟8階 大会議室
出席委員氏名	土屋孝之、笠見桂子、紙子舞、山本絵美、根本麻衣、石田芙美佳、染谷小百合、田中愛子、齊藤明子、高野幸子、重本瑠美、岩本香、田辺尚子、大重恵、定兼久美、千葉亜希、植田亜貴子、小田光星、勝田絵里、待山弘、高木登起子、久保寺淳子、齊藤有希子、宮田真弓、長野由香、河野恭助、糸賀永恵、木幡いづみ
欠席委員氏名	織原賢一郎、田中暁子、横瀬弥生、石橋千佳、南信悟、青木清子、大野憲子
事 務 局	鈴木有（市長）、今村繁（副市長）、染谷篤（教育長）、松本正明（総務部参事兼公共施設適正管理対策担当）、中居章（学校教育課次長兼学校教育課長）、小川原一浩（学校教育課副主幹兼学校給食センター所長兼関宿学校給食センター所長）、石塚誠（学校教育課課長補佐）、新妻健（学校教育課指導主事兼保健給食係係長）、大杉美佐絵（学校教育課主任技師）、須崎晃（学校教育課主任主事）、藤本愛莉（学校教育課主事）、草島あゆ美（学校教育課技師）

傍 聴 者	なし
<p>議事</p> <p>司会（事務局 学校教育課指導主事）</p> <p>大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、令和4年度野田市学校給食運営委員会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます、野田市教育委員会学校教育課の新妻と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>司会（事務局 学校教育課指導主事）</p> <p>始めに、この委員会の会議は、個人情報等の不開示情報を取り扱うことがありますので、原則として公開することとしております。従いまして、市民に周知するため、ホームページに開催予定を掲載しております。会議の傍聴は、会議資料を御覧いただきながら行うこととしております。また、委員名簿や会議資料及び会議録は、ホームページに公開するとともに、会議終了後に市役所1階の行政資料コーナー、いちいのホールにて閲覧できるようにしておりますので、委員の皆様には御了承願います。</p> <p>本日は、傍聴される方はいらっしゃいません。</p> <p>次に、本日の資料についてですが、事前にお配りしました資料に一部訂正があります。訂正箇所は資料8ページ エ 給食費滞納繰越分滞納者の状況 の※資料P4の2（1）を、資料P5の3（1）に訂正をお願いします。その他に、机上に委員名簿、座席表及び野田市学校給食運営委員会条例を配付させていただきましたのでよろしくお願いします。</p> <p>本日の会議につきましては、会議録作成のためICレコーダーを使用させていただきますので、御了承ください。</p> <p>では、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>始めに、鈴木 有市長から挨拶を申し上げます。</p> <p>【市長挨拶】</p> <p>司会（事務局 学校教育課指導主事）</p> <p>続きまして、教育委員会を代表し、染谷 篤教育長から挨拶を申し上げます。</p> <p>【教育長挨拶】</p> <p>司会（事務局 学校教育課指導主事）</p> <p>ありがとうございました。続きまして、委員の皆様へ委嘱を行います。</p> <p>代表して岩名中学校PTA代表 宮田真弓 様、前の方へお願いいたします。教育長より委嘱書の交付を行います。</p>	

司会（事務局 学校教育課指導主事）

ありがとうございました。なお、皆様の委嘱書につきましては、机上に配付させていただいております。

続きまして、野田市学校給食運営委員会設置の経緯及び所掌事務について、学校教育課長 中居から説明いたします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

机上の資料を御覧ください。野田市学校給食運営委員会は、この条例に基づき設置されております。これは、平成20年度より2年間、前身の学校給食検討委員会が審議し、まとめた「学校給食の在り方に関する意見書」が基となっております。

本委員会の所掌事務につきましては、「（1）食材費の執行の確認に関する事」「（2）学校給食費の未納に係る対策に関する事」「（3）地産地消の推進に関する事」「（4）学校給食費の額の改定に関する事」「（5）その他の学校給食の適切な実施に関する事」の五つとなっております。

これらを中心に皆様に審議していただきますので、よろしく願いいたします。

司会（事務局 学校教育課指導主事）

ありがとうございました。それでは、「6 議事」に入りたいと思います。なお、「野田市学校給食運営委員会条例第5条2項」に「委員長は、学校教育部長をもって充てる」とありますので、委員長は教育委員会 土屋 孝之 学校教育部長となります。そこで、ここからの議事進行につきましては、委員長である土屋学校教育部長に議長をお願いしたいと思います。土屋部長よろしく願いいたします。

委員長（学校教育部長）

議事に入る前に、始めに副委員長の選出を行います。「野田市学校給食運営委員会条例第5条3項」に「副委員長は、委員の互選により選任する」とあります。そこで皆様から副委員長を推挙していただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局としましては、清水台小学校 田中 愛子様をお願いしたいと思います。賛成の方は、拍手をお願いいたします。

拍手

それでは、副委員長は、清水台小学校 田中 愛子様をお願いいたします。ここで一言御挨拶を頂きます。

副委員長（P T A代表）

清水台小学校の田中と申します。よろしくお願いいたします。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

はじめに、協議事項(1)「令和3年度の食材費の執行状況について」事務局から説明をお願いいたします。

司会（事務局 学校教育課指導主事）

それでは、令和3年度の食材費の執行状況について資料1ページを御覧ください。

始めに、令和3年度の給食の概要を申し上げますと、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年9月1日から10日まで臨時休校となり、13日からの登校再開に当たっては、各家庭の判断により個別対応を行いました。その後、1月から感染が再拡大したため、市独自でPCR検査を実施し、その結果により学級閉鎖や学年閉鎖等に対応し、感染拡大を防ぎつつ、学びを保証しました。学年行事や学年閉鎖は給食費の3月集金額で減額、学級閉鎖は代食で対応しました。

それでは(1)令和3年度の食材費全体の執行状況から、まず、食材費全体の予算について説明いたします。

帯グラフを御覧ください。食材費全体の予算としましては、保護者から集金させていただいた給食費の他に、市が給食センターに補助している給食食材用消耗品補助の約308万円と、市の米補助額、約2,618万円に令和2年度の米補助額の執行残のうちの231万円を合わせた、約3,157万円が市の補助総額として予算計上され、給食食材費の予算となっています。

次に、食材費全体の決算額について説明いたします。

令和3年度の食材費全体の決算額は、約6億29万円でした。この内訳は、給食費からの約5億6,876万円、これには市が立て替えている未納額96万円が含まれております。それに給食食材用消耗品補助約308万円、野田産米補助の約2,643万円、そして学校で陽性者が出て臨時休校となり、給食中止となった際にキャンセルが効かなかった食材分として、野田産米補助予算から流用して支出した202万円です。

米補助額の決算額は約2,643万円となります。この米補助により、米代の約61%、小学校米飯給食1食当たり約16円年間約1,970円、中学校米飯給食1食当たり約23円年間約2,830円を、市で補助していることとなります。

続いて、野田産米補助による清算方式及び令和4年度の増額補正について説明いたします。

各校の栄養士は、給食費収入に合わせて献立を作成し執行していますが、結果的に生じた給食費収入との差額は、野田産米補助を活用し、教育委員会がこれを管理し精算しています。精算後に野田産米補助の執行残が生じた場合は、その額を翌年度予算で増額補正することで、市からの補助額が減ることのないようにしています。

令和3年度は、9月の臨時休校や1月からの新型コロナウイルス感染拡大による学年・学級閉鎖があり米使用量は減少しましたが、キャンセルできなかつた食材費を保護者負担とせず、野田産米補助予算から業者に支払い、また年度末の急激なじゃがいも・玉ねぎ等の高騰により食材費執行残は4万円となりました。

以上のとおり、令和3年度も保護者の皆様から徴収した給食費を適正に執行いたしました。

続いて、資料2ページ(2)令和3年度月別食材費の執行状況についてですが、この表は令和3年度の学校ごとの執行状況を一覧表にしたものです。

割合で三角が数字の前についているものは、基準単価より低いことを表します。また、枠内が編み掛けしてある月は、プラス・マイナス3パーセントを超えて執行した月となります。令和3年度は、冒頭で申し上げたとおり、新型コロナ対応により給食中止となった期間があり、給食実施回数は178回を基準としました。

表を御覧いただきますと、単独校より給食センターの方が、1食当たりの基準単価が3円ほど高くなっています。これは、先ほど説明させていただいたとおり、平成30年度より市が給食センターに補助している給食食材用消耗品補助分が上乘せされていることによります。

執行状況については、教育委員会で確認し、適正な執行となるよう必要に応じて指導してまいりましたが、令和3年度は、新型コロナ陽性者発生による突如の臨時休校などがあり、例年以上に予算管理が難しい状況にありました。また、年度末にかけてじゃがいもや玉ねぎの高騰があり、1食単価が高くなる傾向となりました。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

御質問、御意見等ないようでしたら、令和3年度の食材費の執行状況について承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

拍手

ありがとうございます。

続きまして、協議事項の(2)「令和4年度給食食材費の物価高騰対策について」事務局よりお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

それでは、令和4年度給食食材費の物価高騰対策について、資料3ページを御覧ください。市の食材費全体の見通しとして、当初保護者の皆様から集金した給食費と、給食センターへ補助している給食食材用消耗品補助約302万円及び令和4年度の市の米補助額約2,609万円の合計で給食を実施する予定でしたが、(2)にありますように、食品価格や物流費の高騰が学校給食の現場に影響を与えている中、栄養価を確保した給食を継続しつつ給食費を据え置き、保護者の負担軽減を図るため、令和4年度6月補正で総額4,352万円の賄材料費を予算化しました。

これは、1食当たり小学校24円、中学校31円相当となります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に計上予定です。この予算は、今後の物価上昇がどこまで続くのか分からないため、余裕を持たせた予算となっています。

今後、価格調査等を実施しつつ、物価上昇による実際の1食単価への影響額を把握していきます。また、来年度以降も物価が下がらなかった場合、栄養価の確保のため、現行の給食食材費予算の見直しが必要となるか検討を要します。

現在の近隣市の給食費は4ページのとおりです。

委員長（学校教育部長）

続いて、協議事項の(3)「給食費の未納状況及び未納に対する対策について」事務局よりお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

それでは、3 給食費の未納状況及び未納に対する対策について、資料5ページを御覧ください。(1) 給食費未納額の推移について説明いたします。

下のグラフを御覧ください。この表は、各年度における滞納分とそれまでの過去の滞納分を合わせた給食費の未納額と収納率の推移を表しています。平成25年度から児童手当による徴収が始まったことにより、全体的に収納率は上がってきたことがわかります。

令和3年度を御覧ください。令和3年度は現年度分と過年度分を合わせた収納率では、過去最高の収納率となっています。

また、6ページの表は、5ページの表を現年度分と過年度分に分けたものです。現年度分の未納額は、約12万円増加していますが、これは昨年度より給食中止期間が少なく、給食費収入そのものが増えていることによりです。また、過年度分については収納率が増えております。

7ページはこの表をグラフにしたものです。

グラフを見ていただきますと、昨年度は若干下がったものの、現年度分は徐々に収納率が上がっております。これは、先ほど御説明したとおり、児童手当からの引き落としにすることを学校が推進してくれたことが現れています。反対に過

年度分の収納率は、昨年度は上昇したものの僅かに下降しています。新たに増える滞納額は少なくなっていますが、年数が経ち、児童手当からの引き落としができなくなり、住所不明や督促に反応がない世帯の督促が難しいためです。また、新型コロナウイルスによる社会経済状況を考慮し、臨戸徴収等の実施を見合わせたことによるものと捉えています。

次に、(2) 給食費未納に対する対策について説明いたします。

アは学校での取り組み、イは教育委員会で取り組んでいる内容、ウは児童手当からの徴収額の推移を表にまとめたものです。

なお、令和4年度は、6月の児童手当からの引き落としで、約48万円を徴収済みとなりました。今年度は、更に約26万円が徴収予定となっております。

エは、給食費の滞納が年度をまたいで繰り越しされている方の状況です。令和3年度末における過去の繰り越しがある世帯数と滞納額については、世帯が126世帯で、滞納総額は約720万円となっております。

世帯数を単位として、滞納額を区分すると表の右側部分のようになります。右下の黒く塗りつぶされた部分が、令和3年度5万円以上の滞納がある、滞納世帯となり、全部で50世帯となります。この50世帯の令和4年度6月時点における督促状況については、資料9ページの表のとおりです。

② 今後の滞納対策についてです。

一番効果がある滞納対策は、当然のことではありますが、現年度分の滞納を作らないことです。そのため、今後も学校の協力を得ながら、未納が続く御家庭には、在学中に児童手当からの徴収へ御理解をいただくことが効果的であると考えております。

過年度分の滞納対策としては、令和元年10月から、高額滞納世帯の一部を対象に、教育委員会からの臨戸徴収や催告書の送付に対し、何の反応も示さない悪質な滞納者への督促を法律事務所に委託しました。ただし、長期疾病や不慮の災害、昨年度又は今年度において、生活保護又は準要保護の適用を受けた者、その他やむを得ない特別な事情があると認められる場合は、対象としておりません。

10万円以上の滞納世帯のうち誓約不履行8世帯を委託対象とし、事業実施初年度である令和元年度は3世帯から約13万円、令和2年度は3世帯から約22万円、令和3年度は4世帯から約27万円を回収しました。

令和4年度は、法律事務所に回収委託する対象世帯を拡大し、5万円以上の滞納世帯のうち、誓約不履行13世帯を対象として回収委託予定です。また、居住確認ができない9世帯についても、法律事務所へ新規委託予定です。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ここまでの説明について、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

御質問等ないようでしたら、「給食費の未納状況及び未納に対する現状の対

策について]、承認いただける場合は拍手をお願いいたします。

拍手

ありがとうございます。

次に、協議事項（４）「野田市の学校給食施設整備方針について」事務局からお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

資料１０ページより、野田市の学校給食の現状について御説明します。昨年度も御説明しましたが、今年度から運営委員になられた方がほとんどのため、時点修正をかけた資料で再度御説明します。

野田市には、小学校２０校、中学校１１校、幼稚園３園、計３４の市立学校教育施設があり、全ての施設に給食が提供されています。給食は、学校内で調理しその学校分のみを提供する『自校調理方式』いわゆる自校方式と、複数の学校の給食を学校以外の施設でまとめて調理し、給食時間までに各校に配送する『センター調理方式』いわゆるセンター方式の２方式による運営を行っています。旧野田市において、東部、南部、北部、川間、福田地区の１８校は、各学校敷地内に調理場があり、その学校分のみを調理提供する自校方式で、中央地区の学校等６校１園は、学校給食センターで調理し各校に配送するセンター方式で給食を提供しています。また、旧関宿町の学校等７校２園は、関宿学校給食センターから調理提供しています。

資料１１ページは野田給食センター、関宿給食センター、小中学校、及び市立幼稚園の配置図となっております。

資料１２ページは、各給食施設で提供している給食提供数です。

給食提供数は、令和４年度の児童生徒数に教職員分等１０％を割増した数値となっております。また、グラフに示すとおり、今後は人口や児童生徒数の減少が予想されるため、将来の各施設の給食提供数を踏まえた適正な給食施設を整備運営していく必要があります。

資料１３ページは、各給食施設の現状についてです。野田市では、昭和４０年から学校給食を開始しており、グラフにありますように、築３０年以上経過した施設が８５％を占め、給食施設の老朽化が進んでいます。調理器具や備品類は、定期的に更新されていますが、大規模改修等や調理室の拡張などは工事に長期間を要し、給食提供に大きく影響するため、これまでは機能維持を重点的に努めてまいりましたが、現状としましては、建物はもとより付属設備も老朽化が著しく、特に北部、東部、川間、南部の各小学校及び野田センターは築４９年以上経過し、安全面や衛生面の早期改善が必要になっています。

資料１４ページの表は、各給食施設の整備状況です。

各施設の給食提供数、経過年数、面積、建築構造、耐震化の状況、調理作業方式のほか、学校給食衛生管理基準に示された施設構造のうち、主なものについて

表にしています。この表にある学校給食衛生管理基準とは 学校給食法により学校給食の衛生管理を規定した基準です。平成21年4月施行の基準のため、全ての施設がそれ以前に建築されている野田市では、基準を満たしている施設が少なくなっています。基準を満たすためには、施設の構造を変えるなど大規模改修が必要となります。基準を満たしていないことが違法というわけではありませんが、今後施設を整備していく際には、基準に沿って建築することが求められます。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

ありがとうございました。

続いて、（４）給食の運営状況、（５）給食調理等にかかる経費について、事務局から説明をお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

資料15ページ、（４）給食の運営状況について御説明します。

野田市の給食調理は、給食センター所長や自校方式に配置される栄養教諭等を除き、民間事業者への委託により運営しています。センター方式の場合、調理業務のほかに、各学校への配送、配送車からの受取り及び配膳業務が必要になります。

表にあるように、児童生徒数が減少している施設でも、給食提供のためには三人程度の最低人員が必要となるため、調理従事者一人当たりの食数は少なくなります。反対に児童生徒数が増加している学校では、調理従事者一人当たりの食数が多くなるなど、施設の差が出てきています。

続きまして、資料16ページの（５）給食調理等に掛かる経費について説明いたします。

調理業務に掛かる方式別のコストを表7に示します。センター方式は人員を集約できるため、一食当たりのコストは安くなります。一方、自校方式は施設が分散するため、センター方式よりも人員が多く必要になります。

表7に示しているのは、調理業務・運搬業務・配膳業務のみのコストです。一食当たりの給食費については、保護者負担は食材費のみで、幼稚園・小学校は253円、中学校は304円ですが、実際の給食提供にはこの調理業務の人員費のほかに、米代の補助、光熱費、施設費で平均290円を市が負担しています。そのため、実際の一食当たりのコストは、全校平均では小学校で一食543円、中学校で一食594円程度になります。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

ありがとうございました。

続いて、(6)食育の推進について、事務局からお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

資料17ページの、(6)食育の推進について御説明します。

自校方式は、各学校に調理場があるため一人ずつ栄養士が配置されます。そのため、センター方式よりも給食時間の巡回指導など、きめ細かな活動ができます。一方、センター方式は、配送先の学校に栄養士が配置されないため、一人で複数校の学校の食育を担当することになります。授業や行事食のときなど、できるだけ学校訪問に努めていますが、表8のとおり給食時間の巡回等には限界がある状況です。

また、学校における食育は、学校ごとに「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校全体で取り組むことが必要とされています。栄養教諭には、その中心的な役割を果たすことが求められています。様々な体験活動や授業を実施するには、事前に担任等との入念な打合せが必要なため、表9のとおり栄養士が複数校を抱えるセンターは実施回数が少ない傾向にあります。

続きまして、資料18ページの②給食献立について御説明します。

給食の献立は、学校給食法や野田市学校給食献立作成の方針に基づき、また各校の児童生徒の身体状況も考慮しながら、各施設に配置された栄養士が、栄養を確保しながら食への関心を深め、食育の生きた教材となるよう作成しています。副食は、季節感を楽しめるように旬の食材を多く使用し、産直農家からの新鮮な野菜もできるだけ使用しています。

自校方式は、食数が100食に満たないものから、900食を超えるものまであるため、各校の作業環境を考慮した献立や調理を行っています。一方、センター方式でも可能な限り手作りの調理を行っています。主食や主菜、デザートなどは、配送の関係や調理時間を確保できない点などから、表10に示すとおり、使用できる食材や献立、調理方法に制限があります。

続きまして、資料19ページの③残食率について御説明します。

給食の残食率には、おいしさだけでなく、食べる時間の確保や、栄養士や教師からの給食時間の指導、食育の成果、家庭教育など様々な要因が関係しています。給食に携わる人の姿を直接見ることができる自校方式の方が、残さず食べようという感謝の気持ちを育てやすいと言えます。そのため、表11に示すようにセンター方式の残食が多くなっていると考えられます。

続きまして、資料20ページの(7)食物アレルギー対応について御説明します。

食物アレルギー対応は、市内統一の対応マニュアルにより、医師の診断に基づ

き除去食対応等を行っています。しかし、表12のとおり、食数に比例して対応者も多くなり、栄養士や調理員の負担が多くなっています。

ここまでの説明点について、(8)調理方式の現状と課題を現行の調理方式である自校方式とセンター方式別にまとめると、21ページの表13のとおりです。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

ありがとうございました。

続いて、(9)調理方式の検討について事務局からお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

資料22ページの、(9)調理方式の検討について御説明します。

施設の現状や課題に示したとおり、多くの給食施設が老朽化の進行による対策の必要性、衛生管理基準に則した施設整備の必要性、少子高齢化による児童生徒数の減少など多くの課題を抱えています。これら様々な課題を踏まえ、給食施設の再整備を検討する必要があります。

学校給食の調理方式は、野田市が実施している「自校方式」や「センター方式」の他に、「親子方式」「デリバリー方式」があります。

調理方式の特徴として、自校方式は、多彩な手作り献立や適温での給食提供、各校に配置される栄養士によるきめ細かな食育など、「子どもへの対応面」で優位であり、センター方式は、施設の衛生管理基準への適合やアレルギー対応食専用の環境整備など、平面計画の容易性・柔軟性が高いほか、多調理による調理効率や食材調達コスト等、「財政面」で優位といえます。

また、親子方式は、自校方式とセンター方式の中間に位置し、整備用地の確保が難しく自校方式が採用できない場合や、自校方式のコストダウン策として採用されますが、親校と組み合わせる子校数が少ないほど、より自校方式に近い給食の提供が可能となります。23・24ページの表14に、三つの方式別に評価項目に沿った評価を示しています。

25ページからは、各方式別の整備費用の試算についてです。

給食施設の再整備に向けた調理方式として、これまでの「自校方式」「センター方式」に、「親子方式」を加えた3方式による整備費用を試算しました。

各方式の検討は、各校の令和11年度推定児童生徒数を基に計画食数を設定し、各食数に応じたモデルプランにより、整備費用を試算しました。なお、全てのモデルプランは、学校衛生管理基準やHACCPの概念を取り入れた施設整備や運営を前提に設定しています。試算条件は記載のとおりです。

また、26ページからの図は、同等の食数で過去に施工された他市の図面を

参考としてお示ししたものです。

28ページからは、調理方式別のライフサイクルコストです。

すべて新規に建築すると仮定し、センター校全てを自校方式に移行し、現在の自校方式校も継続とする場合は、イニシャルコストは約85億円、60年間のランニングコストは約582億円が見込まれます。

29ページは、センター方式の学校のみを3組の親子方式とし、センター校のうち500食以上の4校は単独校とする一部親子方式にし、自校方式校は継続とするパターンと、全校を親子方式に移行するパターンの2パターンを試算しました。なお、適切な調理・配送を図るため、計画食数の上限を800食とし、中学校区単位で親子を組み合わせています。ただし、500食以上の学校は、自校方式を原則としています。センターは親子方式、自校方式は自校方式を継続した場合、イニシャルコストは約76億円、ランニングコストは約529億円が見込まれます。

また、同様の条件で、センター方式校、自校方式校とも親子方式にした場合、イニシャルコストは約67億円、ランニングコストは約459億円が見込まれます。

30ページは、全校をセンター方式に移行したパターンです。配送時間を考慮し、野田センター規模の施設3箇所から給食提供を行うこととします。この場合イニシャルコストは約49億円、ランニングコストは約348億円が見込まれます。

また表22は、現行の二つの給食センターと自校方式を継続した場合です。イニシャルコストは約78億円、ランニングコストは約499億円が見込まれます。

31ページは、これらの五つの案を財政負担についてまとめたものです。

自校方式、センター方式、親子方式の3方式によるライフサイクルコストの試算結果をまとめると表24のとおりです。

センター方式は、集約によるスケールメリットにより、現行方式と比較し約180億円の削減、一方、全校を自校方式とした場合は、約90億円の増加になる結果となりました。また、センター方式を親子方式に移行する一部親子方式は、整備費用はセンター方式の継続よりも安価となる一方、運営費用は調理場の分散による施設の維持費負担増により、トータルコストとして現行方式と比較し約29億円の増加、全校を親子方式にした場合はトータルコストとして約50億円の減少となりました。

32ページは、建設時の財政負担の他に調理場方式を移行する際に生じる、主に敷地面積や建設場所、工事中の給食提供などの課題についてまとめたものです。

33ページです。これまで、学校給食の現状や課題を挙げてきました。

「表14調理方式の評価」に挙げているとおり、重点施策の「食育の推進」や「安全・安心な給食の提供」の観点では、自校方式が最も適しています。

一方、財政面においては、「表24調理方式別整備・運営費試算結果」に示

すとおりに、効率的な施設集約により、センター方式が最も安価となる結果となりました。

また、センター方式と自校方式を併用する現行方式を継続運用していく場合に比べ、親子方式を導入した場合は、約50億円の削減効果が見込めることがわかりました。

学校給食開始以来50年以上という歴史の中で、給食を取り巻く環境も大きく変化し、施設の老朽化を始め、衛生管理基準への適合、児童・生徒数の減少、厳しい財政状況など様々な課題に対し、重点施策の実現を基本としつつ、将来にわたって持続可能な学校給食の運営に向け、本委員会などの御意見を参考に整備方針の策定作業を進めてまいります。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。これまでの説明について、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありがとうございました。

続きまして、報告事項について事務局からお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

34ページの報告事項 1 地産地消の実績及び今後の見通しについて、報告いたします。（1）野田産ブランド米の使用について、令和3年度も野田産ブランド米である黒酢米・江川米を100%使用した米飯を提供しました。

また、市内農家からの産地直送については、家庭の事情で納品が休止となった農家があったものの、納品量を拡大した農家の増加、給食実施日数も令和2年度より3年度の方が感染拡大による給食中止日数が少なかったことから、全体的には、令和2年度より使用量が増加しました。野田産野菜を活用した給食の取組につきましても、野田市ホームページの「令和3年度の食育」で検索していただきますと紹介していますので御覧ください。今後も、市内全体に産直野菜をバランスよく供給できる仕組みを検討し、農政課や保健センター等と連携して地産地消や食育の充実を図ります。

次に、35ページの 2 令和4年度からの学校給食における食物アレルギー対応について報告いたします。学校給食における食物アレルギー対応については、令和4年度改訂の「野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、全校で対応しています。昨年度までと同様に、野田市では除去対応の品目を絞らずに、原因食材を完全に除去した除去食提供を基本としています。

さらに、通常の予定献立表を、料理ごとに使用している食材が分かる様式に変更しました。また、保護者との面談における記録用紙を詳細にし、喫食可能となった際の除去解除は、医師の診断書の提出を不要とするなど、対応内容について一部見直しや関係書類の改訂を行いました。

詳細につきましては、こちらも野田市ホームページでお知らせしています。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

南部中学校 待山委員

南部中学校 待山と申します。

地産地消や野田のブランド米、私はすばらしいことだと思います。野田の象徴であるコウノトリですが、コウノトリがいるということは水がきれいで空気がきれい、自然が豊かである象徴だと思います。こういった象徴のものを生かしたところに、江川地区の減農薬の黒酢米があります。減農米や地産の有機野菜を、どんどん増やしていただきたいと思います。私が以前聞いた話では、長野県の旧真田町、現在の上田市というところでは、学校給食を有機野菜やそのような良いものに変えていくことで、不登校や非行、いじめがなくなり、成績もよくなったということです。いろいろ費用面もあるかと思いますが、なるべく地産地消で物流コストを下げて、子どもたちに安全な野菜や食べ物を多く提供していただくことを望みます。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございます。

他に御質問・御意見等がないようでしたら、以上をもちまして、議事に関しては終了いたします。この後の進行については、司会にお返しします。

司会（事務局 学校教育課指導主事）

ありがとうございました。頂いた貴重な御意見は、今後に活かしてまいりたいと思います。また、今回の内容については、各学校への情報提供をお願いいたします。

以上で野田市学校給食運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。